

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(告 示)



○電波法施行規則の規定により許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める等の件の一部を改正する件
(総務二〇五)

○電波法施行規則第七条第五号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件
(同二〇六)

○文化財を登録文化財に登録する件
(文部科学八九)

○登録有形文化財の登録を抹消する件
(同九〇)

(人事異動)

法務省

(官庁報告)

官庁事項

平成二十八年度第四・四半期予算使用の状況(内閣)

平成二十八年度第四・四半期国庫の状況(同)

(公 告)

諸事項

官庁

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める

公示関係

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、厚生年金基金解散・清算人就任、企業年金基金設立関係

地方公共団体

行旅死亡人、旅行者営業保証金の権利調査のための意見聴取会及び仮配当表関係

会社その他

会社決算公告

七

六

一五

一七

一八

二〇七

二〇七



告

示

○総務省告示第二百五号

電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)別表第一号の三第1の表21の項及び第2の表2の項の規定に基づき、昭和五十一年郵政省告示第八十七号(電波法施行規則の規定により許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める等の件)の一部を次のように改正する。

平成二十九年六月二十八日

総務大臣 山本 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定(以下「対象規定」という)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。

- 1 [略]
- 2 海岸局、船舶局、無線航行移動局又は遭難自動通報局の設備又は装置の工事設計の全部又は一部分について変更する場合（設備又は装置の全部又は一部分について変更の工事をする場合を含む。）

工事設計のうち軽微なものであるもの	適用の条件
1 法第71条第1項の規定に基づく周波数の指定の変更に係る海岸局及び船舶局の無線設備の変更の工事設計	当該部分の全部又は一部分について削る場合、改める場合又は追加する場合（新たな工事設計として追加する場合を含む。）
2 レーダーの工事設計のうち次に掲げるもの [(1)・(2) 略]	[略]
3 [略]	[略]

【3～9 略】

- 1 [同左]
- 2 船舶局、無線航行移動局又は遭難自動通報局の設備又は装置の工事設計の全部又は一部分について変更する場合（設備又は装置の全部又は一部分について変更の工事をする場合を含む。）

工事設計のうち軽微なものであるもの	適用の条件
1 レーダーの工事設計のうち次に掲げるもの [(1)・(2) 同左]	[同左]
2 [同左]	[同左]

【3～9 同左】

○無線電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第七十条第五号の規定に基づき、特定電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第七十条第五号の規定に基づき、特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を次のように定める。平成二十九年七月一日から施行する。平成二十九年六月二十八日 総務大臣 訂本 早稲

周波数の範囲(注1)	使用可能地域	使用可能期間	等価電力輻射電力(注2)	備考
429.16875MHzから429.74875MHzまで	九州総合通信局管内	平成30年6月30日まで	0.02W以下	注3
920.3MHzから920.5MHzまで	近畿総合通信局管内	平成31年3月31日まで	4W以下	注4 空中線電力は、1W以下に限る。
920.5MHzから928.1MHzまで	九州総合通信局管内	平成30年6月30日まで	0.2W以下	注3、注5及び注6
926.9MHzから927.1MHzまで	近畿総合通信局管内	平成31年3月31日まで	20W以下	注4 空中線電力は、5W以下に限る。
2400MHzから2483.5MHzまで	九州総合通信局管内	平成30年6月30日まで	0.45W以下	注3、注5及び注7
2445MHzから2455MHzまで	近畿総合通信局管内	平成30年3月31日まで	7950W以下	注4 空中線電力は、100W以下に限る。
5490MHzから5690MHzまで	関東総合通信局管内 東海総合通信局管内	平成30年6月30日まで 平成33年6月30日まで	0.4W以下 0.4W以下	注8 注9

中国総合通信局管内	平成32年6月30日まで	0.4W以下	注10
四国総合通信局管内	平成32年6月30日まで	0.4W以下	注11
関東総合通信局管内	平成32年6月30日まで	1W以下	注12

- (注1) 発射する占有周波数帯幅にあるいかなる電波のエネルギーも、当該電波が使用可能な周波数の範囲から逸脱してはならない。
- (注2) 空中線電力は、その等価電力輻射電力の値がそれぞれ等価電力輻射電力の欄に掲げる範囲内となるものであること。
- (注3) 福岡県福岡市南区の区域に限る。
- (注4) 京都府相楽郡精華町大字南稻八妻小字北尻70番地の区域に限る。
- (注5) 福岡県福岡市博多区東平尾公園、同区竹下及び同区美野島の区域に限る。
- (注6) 福岡県福岡市中央区大名及び同市博多区博多駅東の区域に限る。
- (注7) 福岡県福岡市西区元岡の区域に限る。
- (注8) 東京都西多摩郡檜原村倉掛、同村藤原、同村三都郷及び同村本宿並びに同郡奥多摩町白丸及び同町氷川の区域に限る。
- (注9) 愛知県名古屋守山区大字上志段味東谷、同県豊田市小田木町タカボヤ、同市黒田町及び同市深見町、同県西尾市港町、同県知多市緑浜町、同県尾張旭市大字新居、同県長久手市茨ヶ廻間及び同市岩作三ヶ峯並びに同県北設楽郡設楽町田峯及び同町西納庫の区域に限る。
- (注10) 広島県三原市久井町吉田、同県尾道市尾崎本町、同市瀬戸田町荻、同市御調町津蟹、同市御調町野間、同市向島町及び同市向東町、同県福山市内海町及び同市沼隈町、同県東広島市河内町小田並びに同県廿日市市吉和の区域に限る。
- (注11) 愛媛県今治市上浦町盛の区域に限る。
- (注12) 東京都あきる野市乙津、同市切欠、同市戸倉、同市小和田、同市三内、同市菅生、同市深沢及び同市養沢の区域に限る。